

## 第8章 その他の清掃・リサイクル事業

### (1) 廃棄物処理手数料（ごみ処理手数料）

家庭ごみの収集、運搬及び処理処分は原則無料ですが、臨時（又は多量）排出ごみ、粗大ごみ及び動物死体については、世田谷区清掃・リサイクル条例に基づき、手数料を徴収しています。

なお、天災、火災等の災害に遭われた方や生活保護受給者、児童扶養手当受給者などの対象者については、世田谷区清掃・リサイクル条例と同施行規則に基づき、対象者からの申請により手数料を減額・免除しています。

事業系ごみの収集、運搬及び処理処分は、資源も含めて有料で、「事業系有料ごみ処理券」を清掃事務所又はスーパーマーケット・コンビニエンスストアなどの「有料ごみ処理券取扱所」で購入する方法により、手数料を徴収しています。

また、家庭から排出される粗大ごみの処理手数料は「有料ごみ処理券取扱所」で有料粗大ごみ処理券を購入する方法により手数料を徴収していますが、令和7年10月1日から、オンラインキャッシュレス決済による手数料納付も導入されました。（インターネット申込分のみ。令和8年3月から電話申込も開始。）

清掃工場等、東京二十三区清掃一部事務組合が管理する処理施設に事業者自ら事業系ごみを持ち込む場合等は、処理にかかる手数料が徴収されます。

#### [廃棄物処理手数料の改定について]

廃棄物処理手数料は、実際に廃棄物処理に要する経費を基に定めており、経費はごみ量や収集、運搬、処理処分に要する費用、その他社会情勢により変動します。このため、23区では、4年に一度廃棄物処理手数料を見直すこととしており、直近では令和5年10月1日に改定を行いました。平成29年10月改定から令和5年10月改定までの間は、令和2年度からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会情勢を考慮して、令和3年と令和4年の改定は延期されましたが、令和5年に改定が行われました。

また、動物死体処理手数料については、平成6年7月以降据え置いていましたが、区の処理経費との乖離が生じているため、受益者負担の適正化を目的として平成29年10月1日に改定しました。

\* 手数料の額は資料編 P59 資料 5-4 参照

### (2) 世田谷区清掃・リサイクル審議会

廃棄物の減量及び適正処理に関する重要事項を調査審議するため、区長の附属機関として世田谷区清掃・リサイクル審議会を設置していましたが、組織改正により世田谷区環境審議会と統合したため、令和8年5月末をもって当該審議会は廃止となりました。（これまでの諮問事項等については、資料編 P61 資料 6-1 参照）

### (3) 資源持ち去り対策

資源を資源・ごみ集積所から持ち去る行為への対応について、区民の強い要望に応え、平成 15 年 12 月、清掃・リサイクル条例を改正し、資源の持ち去り行為を禁止して、違反者に対して「20 万円以下の罰金」に処する規定を設ける等の対策を強化しました。

平成 29 年 12 月に同条例を改正し、資源の持ち去り行為常習者に対して、より厳しい罰則である「50 万円以下の罰金」に処する規定を新設しました。また、同条例施行規則を改正し、これまでの持ち去り禁止の対象品目（古紙、ガラスびん、缶）に「ペットボトル」、「使用済小型電子機器」、「焼却して処理しないものとして排出された金属を含む廃棄物」を追加しました。

区職員及び民間警備会社によるパトロールを行い、違反者に対して行政指導や禁止命令、告発等を行っています。

平成 27 年 3 月、持ち去られた古紙の買取業者の特定等を目的とし、間屋組合等 3 者と各特別区で GPS（全地球測位システム）を用いた追跡調査に関する覚書をそれぞれ締結しました。これにより、持ち去られた古紙を流通させない仕組みの構築をめざすとともに、広域的な面から古紙持ち去り行為への抑止効果が期待されます。

平成 31 年 4 月、資源の持ち去り対策として、区内 27 箇所での回収員手渡し方式の対象品目に新聞を追加しました。

[実績] 行政指導・命令・告発の状況 (単位: 件)

|        | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 警告書交付数 | 40      | 70      | 54      | 21      | 17      |
| 命令書交付数 | 0       | 0       | 2       | 6       | 3       |
| 告発件数   | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |

\* 各年度末現在。

#### （４）清掃工場への対応

東京２３区内には、２１の清掃工場がありますが、区が収集した可燃ごみは、大部分を区内の２つの清掃工場（世田谷、千歳）に運搬して焼却しています。

##### ア）世田谷清掃工場

初代の工場が昭和４４年に建設され、その後２代目の工場が平成２０年に竣工しましたが、その２代目工場も建て替えの時期を迎え、「世田谷清掃工場建替計画」に基づき、令和８年度より令和１５年度までを計画期間として、新たな工場の建設に着手したところです。

旧工場（２代目）はごみを燃やす焼却炉（３００ｔ×１炉：ガス化溶融炉）の他に灰を溶かしてスラグ化する灰溶融炉を設置していましたが、新たに建設予定の工場では焼却炉（ストーカ式：３００ｔ×２炉＝６００ｔ）のみとしています。

世田谷清掃工場の建て替え工事期間中の可燃ごみの中間処理につきましては、区内の千歳清掃工場のほか、近隣の多摩川清掃工場（大田区）や目黒清掃工場（目黒区）等に運搬し焼却を行います。

##### イ）千歳清掃工場

初代の工場は昭和３０年に竣工し、現在の工場（平成８年竣工）で３代目となります。令和８年度中に第６次改定を予定している東京２３区清掃一部事務組合の「一般廃棄物処理基本計画」において、令和１６年～１７年にかけて２度目の延命化工事が予定されています。